

下 妻 市
自動販売機設置場所貸付等
随意契約募集要項

下妻市

下妻市自動販売機設置場所貸付等随意契約募集要項

下妻市（以下「市」という。）では、令和5年4月から公共施設に自動販売機を設置する事業者（以下「設置業者」という。）を令和5年3月13日実施の一般競争入札により募集したが、応札が無かった施設があったため、随意契約に移行することとし、予定価格（最低貸付価格：年額）以上で見積書を提出した事業者を先着順に落札候補者とします。その後、落札候補者の資格確認を行い、資格があると確認できた場合に、落札者と決定します。

※先着順とは

- ・受付開始日の受付開始時間（午前9時）以降で、最初に予定価格以上で見積書を提出した事業者を落札候補者とします。
- ・受付開始時間の午前9時、又はそれ以降、受付場所に、同時に複数の事業者の申込みがあったときは、見積合わせを行い、予定価格以上で最も高い見積書を提出した事業者を落札候補者とします。

1 対象物件

別紙1「見積物件一覧表・設置場所詳細図」のとおり

※設置面積には、放熱余地及び回収ボックス設置分を含む。

※市の都合により予告なく募集を延期し、中止し、又は取り消す場合がある。

2 見積参加資格

本見積に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (4) 茨城県内に本社（本店）、支社（支店）若しくは営業所を有する法人又は茨城県内に住所及び店舗を有する個人で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に速やかに

対応できる者であること。

- (5) 自動販売機の設置業務において、自らの管理・運営に3年以上の実績を有し、かつ、現時点においても行っている者であること。
- (6) 令和5・6年度下妻市物品製造（役務の提供）等競争入札参加者名簿に登録された者であること。
- (7) 見積対象物件毎に設定する次の地域要件に該当すること。

地域要件 A：茨城県内に本店、支店又は営業所があること。

地域要件 B：市内に本社がある事業者又は個人事業主であること。

※補足（別紙1参照）

地域要件 A のみに該当する事業者は、地域要件 A の物件のみ見積の参加を可能とする。

地域要件 B に該当する事業者は、地域要件 A 及び地域要件 B のいずれの物件にも見積の参加を可能とする。

3 貸付条件等

(1) 貸付等期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

※貸付等期間の更新は行わない。

(2) 用途

自動販売機の設置・運営に限る。

(3) 機器仕様等

機器仕様等については、別紙仕様書のとおりとする。

(4) 設置業者の選定

設置業者は、物件番号ごとに選定する。

4 募集要項及び仕様書の配布期間、配布方法

(1) 配布期間

令和5年8月17日（木）から令和5年9月29日（金）まで

(2) 配布方法

市ホームページ「<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>」からダウンロードすること。

5 見積参加申込み及び見積方法

見積への参加を希望する者は、以下の提出書類を見積書と併せて提出すること。

また、受付期間内に提出されない場合及び提出書類に不備がある場合は、受付できないため留意すること。

なお、現地での説明会等は実施しないため、書類提出前に現地状況等を必ず確認し、申込みすること。

(1) 受付期間

令和5年8月24日（木）から令和5年9月29日（金）の午前9時から午後5時まで

（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出書類

①見積書（物件ごと各1部）（様式第1号）

②委任状（代理人を定める場合）（様式第2号）

③見積参加申込関係書類（各1部）

ア 見積参加申込書（様式第3号）

イ 見積参加申込物件一覧（様式第3-2号）

ウ 誓約書（様式第4号）

エ 確約書（様式第5号）

オ 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第6号）

カ 業務実績を証する書類（契約書の写し、目的外使用許可の写し等）

キ 設置する自動販売機のカatalog

※令和5・6年度下妻市物品製造（役務の提供）等競争入札参加者名簿に登録された者であることを確認の上提出すること。

※複数物件の見積書を同時に提出する場合、提出書類は事業者ごとに1部で可とする。

※提出書類は返却しないこととする。

(3) 見積方法

①見積書は、持参により提出すること。

②見積書は、物件番号ごとに作成し、提出すること。

③先着順のため、貸付契約済みの物件があることに注意すること。

④提出された見積書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

⑤見積書に記載する金額は、年額とする。

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額（税込・年額）の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

(4) 予定価格

予定価格は非公開とし、見積価格が予定価格未満の場合は見積不成立とする。

(5) 提出先

下妻市総務部資産経営課資産活用係（市庁舎3階）

〒304-8501 下妻市本城町三丁目13番地

6 見積の無効

次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- ①見積参加資格のない者の見積。
- ②見積書の金額、その他記載事項が不明瞭で確認できない見積。
- ③見積について不正の行為があったと認められた者の見積。
- ④前各号のほか、見積条件に違反した見積。

7 落札者の決定

(1) 落札者の決定

- ①先着順に見積書の提出を受け付け、提出された見積書の金額が予定価格以上の場合は、落札候補者とし、見積参加資格確認後、落札者に決定する。
- ②受付開始時間の午前9時、又はそれ以降、受付場所において同時に複数の事業者の申込みがあったときは、見積合わせを行い、予定価格以上で最も高い金額の見積書を提出した事業者を落札候補者と決定し、見積参加資格確認後、落札者に決定する。
- ③落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
- ④落札者は設置予定業者として決定されたものとする。

8 見積結果等の公表

落札者名及び落札金額等について、市ホームページ等で公表する。

9 公有財産借受申込み

設置予定業者として決定した者は、以下により公有財産借受申込みを行うこと。

(1) 提出書類

公有財産借受申込書

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールに添付

(3) 提出先

下妻市総務部資産経営課資産活用係（市庁舎3階）

〒304-8501 下妻市本城町三丁目13番地

10 契約の締結

公有財産借受申込書提出後、許可を得た者は、下記により契約を締結すること。

(1) 提出書類

契約書 2 部

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

下妻市総務部資産経営課資産活用係（市庁舎 3 階）

下妻市本城町三丁目 13 番地

(4) 契約保証金

免除とする。

(5) その他

①契約は、申込人名義で行うこと。

②契約締結に要する費用は、すべて設置業者の負担とする。

11 その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、下妻市契約規則及び下妻市公有財産規則（平成 20 年下妻市規則第 10 号）の定めるところとする。

12 問い合わせ先

下妻市総務部資産経営課資産活用係（市庁舎 3 階）

〒304-8501 下妻市本城町三丁目 13 番地

TEL 0296-43-2235（直通）

FAX 0296-43-1960

電子メール fm@city.shimotsuma.lg.jp